

「金は天下の回りもの」

富を独り占めすれば・・・全体に回らなくなるのは道理ダ!

商取引においては、社会全体の幸福に繋がるものでなければならぬ。という意味で・・・

売り手よし

買い手よし

世間よし

という、「三方よし」の理念に由来する。

言わずと知れた、近江商人の経営理念である。大阪商人、伊勢商人と並ぶ、日本三大商人の一つです。

商いは、利益を得ることで成り立つ。

近江商人は、この売り手と買い手の商行為に・・・「世間よし」という、社会的な商いを付け加えたのです。

質の悪い商品を、良い商品と偽って売ることは、しない! という理念をもって、商売をするのです。現在に通じる商売の基本があるのです。

自分のことより、お客様の為を思い、多くの利益を得るのではなく、謙虚な態度であること。そうすれば、天道にかない、心身共に健康に暮らすことができる。商品を

購入した人にとって、「良い買い物をした」という気持ちになるような商いが大切である。

このような考え方は影が薄くなって来ているような気がする昨今であります。日本も、能力主義的人事評価が主流になりつつ、業績だけをみる短期的視点での評価が強くなっています。企業経営の目的である利益を追求することも大事ですが、企業を存続させる事も大切な事です。ゆえに、長期的な視点をもって、経営というものを考えていかなければならないでしょう。

外に出向いて商いを行った近江商人。お客様のことを第一に!

この三方よしは、自分と顧客と社会の関係で成り立っている。つまり、社会に尽くすことを考える企業が・・・世間が良くなり、最後に自社が利益を得るのである。

これから、重要なテーマである環境問題にさえ通じる・・・「三方よし」である。



TOPICS

12月3日(木) 坂本光司先生講演会

元気もん交流会特別企画として中小企業経営の専門家である法政大学教授の坂本先生をお招きし、メルパルクで行いました。

当日は180名程度のお客さんにご来場いただくことができました。坂本先生は現場主義を第一に考えて年間200社を訪問、調査を行い、今までに訪問した企業は6000社を超えておられます。講演会ではその中でも特に大切にしたい会社を10社程度取り上げていただき講演をしていただきました。私が最も印象に残ったのは中村ブレイスという義手や義足を作っている会社です。この会社が存在しているお陰でどれだけの方々の人生が変わったかと考えると胸が熱くなりました。

各社に共通して当てはまるのは、人を最も大切にしているということです。何のために仕事をするのか? 仕事において本当に大切なことは何なのかを考えさせられた一日でした。先生の熱い語り口にそれぞれの会社の情景が思い浮かび、涙を流されているお客さまも多くいらっしゃいました。

帰り際に若い後継者の方が「今までセミナーで泣くなんてありませんでした。私の目指す道が少し見えました。」と言っていた。このセミナーを開催して本当に良かったと感じました。また、機会があれば坂本先生の講演会を開催したいと思っておりますので、今回、都合で来場できなかった方もぜひお越しください。もし先生の執筆されている書籍が読みたいと思われる方は、当社に若干在庫がありますのでお問い合わせを頂ければと思います。

新年あけましておめでとうございます

一昨年の9月のリーマンショック以降、多くの大企業が経営危機に陥り、倒産した大企業も多い中、中小企業の経営者の皆様も非常に厳しい状況の一年でした。このような中、昨年12月3日に開催しました坂本光司教授の基調講演会には、多くの皆様方に参加いただきありがとうございました。坂本先生から大いなる勇気をもらうことができました。

他力本願タイプの中小企業経営者の5つの言い訳(景気や政策が悪い。業種・業態が悪い。規模が小さい。ロケーションが悪い。大企業・大型店が悪い。)をことごとく否定し、中小企業経営者として大切なことは、社員やその家族、顧客や下請企業、地域社会のことを心して経営することである。そして、このような経営をしている会社を「日本でいちばん大切にしたい会社」と看破されました。また、このような会社が業績を伸ばしていることも知ることができました。まだまだ頑張れる余地が残っています。

皆様とともに素晴らしい一年にしていけるよう職員一同、今年も心新たに頑張ります。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

税理士 高濱 三喜夫



平成22年度税制改正大綱

民主党政権となつて初めての税制改正大綱が2度の延長を経てようやく発表されました。ここでは、数々の改正予定の項目の中で、皆様への影響がより強い項目について、ご紹介致します。

1 扶養控除の廃止

現行年間の所得金額が38万円以下の親族については、扶養親族として一定の控除が設けられていましたが、こども手当の創設により、こども手当の対象となる親族(年齢0歳から15歳までの親族)については、扶養控除を廃止し、16歳から22歳までの扶養親族(現行の特定扶養親族)について一部改正される見通しとなりました。以下が現行制度と改正後の法要控除額の比較です。

・現行の扶養控除額と改正後の扶養控除額の比較

改正前

0歳から15歳の扶養親族に対する扶養控除額	所得税38万円、住民税33万円
16歳から22歳の扶養親族に対する扶養控除額	所得税63万円、住民税45万円



改正後

0歳から15歳の扶養親族に対する扶養控除額	所得税 0円、住民税 0円
16歳から18歳の扶養親族に対する扶養控除額	所得税38万円、住民税33万円
19歳から22歳の扶養親族に対する扶養控除額	所得税63万円、住民税45万円

※23歳以上の親族を対象とする扶養控除や配偶者控除、その他障害諸控除等について今回改正はありません。

上記改正は、平成23年(2011年)分以後の所得税、平成24年(2012年)6月期分以後の住民税から適用となります。

2 オーナー課税の廃止

会社法の施行により最低資本金制度が撤廃され、法人成りが容易になると考えられたことから、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から、一定の要件を満たす同族会社(主として中小法人)については、代表者の役員報酬の金額の内、給与所得控除額に相当する金額を損金不算入(利益に加算)としていましたが、この制度が平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されない見通しとなりました。

3 直系尊属(父母、祖父母等)から住宅取得のための金銭の贈与を受けた場合の贈与税の非課税枠の拡充

平成21年度の追加の税制改正で、直系尊属(父母、祖父母等)から住宅取得のための金銭の贈与を受けた場合、基礎控除額(110万円)とは別に、500万円までの金額については非課税枠を設けていましたが、この非課税枠が次のように引き上げられることとなりました。

- ①平成22年中に住宅取得のための金銭の贈与を受けた者 1,500万円
- ②平成23年中に住宅取得のための金銭の贈与を受けた者 1,000万円

※この規定は、贈与を受けた年(平成22年又は23年)の合計所得金が2,000万円以下である者が対象となり、適用期限は平成23年12月31日までとなっています。

また、平成22年中に贈与を受けた者は、改正前の制度との選択適用が可能です。

改正前の制度

平成21年12月31日までの間に住宅取得のための金銭の贈与を受けた者が、相続時精算課税制度を適用する場合には、通常2,500万円の控除に1,000万円を上乗せする特例制度。(今回の改正で平成21年12月31日をもって廃止されることとなりました)

これらは、税制改正の中の一部であり、実際には数多くの改正が予定されています。今後皆様方に関係ある項目については、随時皆様にお伝えしていきます。

内容等についてご質問等がございましたら、当社の職員にご気軽にご連絡ください。

「中小企業金融円滑化法」 ってなんだ？

一時期マスコミに毎日のように亀井金融大臣が登場し、声高らかに「中小企業を救うモラトリアム法案を施行する」と言われていましたが、21年の12月4日に念願叶って、中小企業金融円滑化法という名称で施行されました。

さて、この法案がどのようなものか簡単にご説明します。今回のこの法案は簡単にいうと売上低迷や利益率の低下等様々な要因で経営が悪化し、借入金の返済に関して困難が生じている場合、金融機関は条件変更や返済猶予等の相談に積極的に応じるよう努めることを取り決めた法案となっています。この法案によって中小企業のキャッシュフローを一時的に改善しようというのが主な目的のようです。

取組状況は各金融機関によっても違うため、金融機関の窓口やウェブサイト等で確認をしてみてください。具体的な申し込みは各金融機関に対して行う形になります。申し込み段階では計画書等は必須ではありませんが、1年以内の提出が必要なため事前に経営改善計画書や返済条件変更書等を作っておくとスムーズな手続きができるかもしれません。

しかし条件変更はあくまで一時的なものです。大事なことは条件変更の間に収益性の回復をはかり、通常返済に戻った段階で返済できるよう経営の立て直しを行うことです。

経営改善計画の作成や資金繰り表作成等私達がサポートしていきますので、いつでも弊社までご相談ください。

